財産状況報告集会等期日変更

平成２２年（フ）第９３号
山形県米沢市塩井町塩野1718番地の１
破産者　有限会社第一工建
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成22年10月５日午前10時30分と変更する。
平成22年７月21日　山形地方裁判所米沢支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第９４９号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目26番26号
破産者　株式会社二之宮建設
１　決定年月日　平成22年７月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１６４６号
名古屋市西区則武新町３－６－８　ＡＲＵＢＡ則武新町904、住民票上の住所三重県名張市桔梗が丘西６番町１街区127番地
破産者　石川　直樹
１　決定年月日　平成22年７月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７１６号
名古屋市西区浄心１丁目１番６―1002号　シティ・ファミリー浄心
破産者　田村　正人
１　決定年月日　平成22年７月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１号
長野県千曲市大字稲荷山872番地
破産者　高村徳太郎
１　決定年月日　平成22年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第４５号
静岡市駿河区みずほ４丁目４番地の７　山口方
破産者　久保田幸代
１　決定年月日　平成22年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６１５号
静岡県浜松市西区入野町4704番地の11　パレスプルメリア101号室、前住所静岡県浜松市中区西伊場町26番17号
破産者　藤井　禮子
１　決定年月日　平成22年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１７５７号
神戸市長田区片山町４丁目２番11号、前住所神戸市長田区長田町１丁目３番１―912号
破産者　小原　　宏
１　決定年月日　平成22年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０３号
神戸市北区北五葉３丁目８番30―107、住民票上の住所神戸市兵庫区菊水町５丁目７番16号
破産者　中村　進也
１　決定年月日　平成22年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１３３号
札幌市西区発寒４条７丁目４番21号　柴田マンション102号
破産者　内海　勝秀
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９３１号
仙台市若林区白萩町17番３号、開始決定時の住所仙台市若林区伊在字東通14番地の２　23Ｂ－５Ｌサンデュエル六丁の目601
破産者　猪股　宏宣
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４６号
仙台市青葉区小松島２丁目28番12―103号、開始決定時の住所仙台市泉区紫山２丁目15番地の１
破産者　千田　修二
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３２号
宮城県加美郡加美町字下原43、開始決定時の住所宮城県大崎市古川稲葉字土手内113番地２　Ａ棟
破産者　檜野　東一
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
福島県須賀川市和田道162番地　市営78号、破産手続開始決定時の住所福島県須賀川市森宿字白石坂７番地89
破産者　野沢　良幸
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第２９５０号
横浜市旭区南本宿町101番地５　ビオトープ21Ａ102、開始決定時の住所横浜市旭区白根２丁目25番19号
破産者　佐藤孝治郎
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９２７号
横浜市南区唐沢79番地１
破産者　久保田壽勝
１　決定年月日　平成22年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部